

弥彦村図書館カフェ等運営事業者募集に係る公募プロポーザル実施要領

1 趣旨

弥彦村では、令和5年6月オープンを目指し図書館建設計画（以下「本計画」）を進めています。この図書館部分に利用者の利便性とサービスの向上を図るためカフェ等の飲食店を設置します。

今回、本施設利用における魅力をより一層高めることを目的として、公共図書館にふさわしい飲食サービスの提供とあわせて来館者のニーズに合った商品やサービスの提供ができる経験と能力を有する出店者を公募型プロポーザルにより募集します。

2 施設概要

- (1) 設置者 弥彦村
- (2) 施設名称 弥彦村図書館「らいわ弥彦」
- (3) 所在地 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地
- (4) 建物構造 新館：鉄筋コンクリート2階建 384.49㎡
本館：鉄筋コンクリート2階建2階部分 588.26㎡ 計972.75㎡
- (5) 開館日・時間
月曜日、水～金曜日 午前9時30分から午後8時まで
土・日曜日／祝日 午前9時30分から午後6時まで
※火曜日が祝日の場合は、祝日扱いとして開館し、翌日水曜日を閉館とする。
- (6) 休館日 毎週火曜日、毎月第4水曜日（祝日の場合は翌日）、12月29日～1月3日
- (7) 建設工事 令和4年8月 着工
令和5年4月末 竣工・引渡
- (8) オープン 令和5年6月下旬（予定）

3 カフェコーナー（調理室）の概要

- (1) 出店場所 弥彦村図書館 新館1階部分の一部
- (2) 店舗面積 約17㎡（厨房面積）※カウンターあり
- (3) 客席他 新館1階ソファ6席、テーブル席8席、屋外テラス席16席、テラス東屋8席を共用で使用
※新館1階及びテラス、中庭は食事可、新館2階、本館は蓋つき飲物可。
（将来的に変更する場合があります）
- (4) 厨房器具 一部を施設側で用意。ガス式調理器は使用不可（IH調理器を用意）
給湯：ガス給湯器（32号）
- (5) 営業開始 令和5年6月24日（予定）※図書館オープン日から令和6年3月31日
- (6) 使用開始 令和5年5月25日（予定）
- (7) 更新 特段の申出または契約上の違反がなく、良好な運営が認められるうえ、令和6年3月31日以降も継続を希望する場合は、弥彦村がカフェの利用状況、経営状況等を評価のうえ、さらに1年更新し継続できるものとします。

4 出店条件

- (1) 営業日時 原則として、図書館の開館日には営業することとします。
- (2) 営業時間 開館時間（午前9時30分～午後8時）を最長とします。この時間帯と異なる設定を希望する場合は提案書に記載してください。
- (3) 出店方法 図書館は新館1階の使用を許可し、出店者は、施設使用料、光熱水費を図書館に支払うこととします。出店者は、自己の責任で営業を行い、販売代金は出店者に帰属します。経営にかかる経費は出店者の負担とします。
- (4) 施設利用料 施設利用料は、出店者が企画提案書にて提案する金額を基に協議し定めます。図書館開館月の賃料は免除とし、翌月分を次月末までに支払うものとします。なお、施設利用料は使用期間内の賃貸借料の改定は原則として行いません。ただし、市況等の著しい変動その他正当な理由があるときには、弥彦村との協議により改定をすることができるものとします。
- (5) 光熱水費 光熱水費等、店舗内で使用する電気および水道使用（上・下）の実費を村に支払うものとします。※子メーターによる算定を予定。
- (6) 厨房器具 施設側にて別紙「参考厨房設備器具表」の器具を設置します。追加使用する機器の導入を提案書にしてください。但し、ガス調理器の使用はできません。

5 営業内容

- (1) カフェ等の営業
居心地の良い図書館づくりに貢献する飲食サービスや、立地に配慮し、具体的なメニューおよびサービスの内容について検討し、提案書に記載してください。
- (2) 物品販売
図書館にふさわしい商品等の販売や、図書館が指定した商品の販売を委託する場合の対応を含めた販売予定商品の案について、提案書に記載してください。
- (3) 図書館事業への協力
図書館の運営方針に配慮した運営を行い、図書館が企画する催し等に積極的に協力をお願いいたします。協力内容等について、提案書に記載してください。なお、実施の営業内容については、提案内容を踏まえ、図書館と協議して決定するものとします。

6 留意事項等

- ・食品衛生許可をはじめ、営業に必要なものは申請者の負担によります。
- ・害虫が発生することのないよう衛生管理には、細心の注意を払ってください。
- ・厨房専用部分の清掃、消毒およびゴミの処理に要する経費は、出店者の負担とします。
- ・施設の改修は、原則認めません。ただし、図書館の承諾を得て実施した場合は、退去時に出店者の負担と責任において復旧してください。
- ・図書館に属する設備の修理については、図書館の負担で行います。
- ・店舗の名称および看板の位置については、図書館と協議し決定します。
- ・店舗の経営を他者に委託、転貸することはできません。
- ・食品衛生法、防災等の法令、その他規則等に基づき、適正に事業の運営を行ってください。また、食中毒等の事故が発生した場合や、販売上のトラブルが発生した場合は、出店者が責任を持って処理するとともに、図書館に報告してください。

7 応募資格

図書館の運営について理解・協力をいただける法人または個人で、かつ次の要件を全て満たす者となります。

- (1) 飲食店営業許可を得ていること、または許可を申請予定であること。
- (2) 法人税、消費税、地方消費税、法人県民税及び法人事業税の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしているものでないこと。
- (4) 食品衛生法および他の法律に基づく処分などを過去3年間受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 出店申込書の提出日から選定結果の通知日までの間、弥彦村入札参加資格停止措置要領に基づく資格停止期間中でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

8 スケジュール

参加募集（HP上に公開）	令和5年	3月10日（金）	
参加申込書の受付締切	令和5年	4月14日（金）	17時15分
質問受付締切	令和5年	4月17日（月）	15時
質問回答	令和5年	4月19日（水）	
提案参加辞退締め切り	令和5年	4月21日（金）	15時
企画提案書提出締め切り	令和5年	4月25日（火）	15時
プレゼンテーション実施	令和5年	4月28日（金）	予定
選考結果の通知	令和5年	5月上旬	予定

9 応募方法

弥彦村ホームページお知らせ欄の「弥彦村図書館カフェ等飲食店出店者募集に係る公募ポータルについて」に掲載されている各様式をダウンロードしてください。

(1) 提案参加申込

別に定める「様式1 提案参加申込書」を提出する。

提出期限 令和5年4月14日（金）17時15分 必着

提出方法 郵送又は持参

提出先 弥彦村役場 総務課

〒959-0392 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地

(2) 実施要項に対する質問受付

質問受付は電子メールのみとし、受付期間は、令和5年4月17日（月）15時までとする。電話、FAX等での質問は不可とする。

(3) 実施要項に対する質問回答

回答は、提出された質問を取りまとめたうえ、令和5年4月7日までに電子メールにて同時に回答することとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本実施要領及び業務仕様書と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(4) 提案書の提出

提出期限 令和5年4月25日（火）15時 必着

提出方法 郵送又は持参

提出先 弥彦村役場 総務課

〒959-0392 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地

提出書類

- ① 様式2 企画提案書 7部提出
- ② 様式3 業務概要書 7部提出
- ③ 添付資料
 - ・決算等経営状況が判断できる書類の写し（直近3か年分）
 - ・税金（国、地方）の滞納がないことの納税証明

10 参加を辞退する場合

令和5年4月21日（金）15時までに、別に定める様式4「提案参加辞退届」を弥彦村役場総務課へ提出すること。

11 提案書に関するヒアリング

提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを令和5年4月28日（金）に実施する（予定）。なお、プレゼンテーションに参加しない者の提案書は無効とする。

プレゼンテーションの時間及び場所は別途通知する。

12 事業者選定方法

(1) 審査

ア 「弥彦村図書館カフェ出店者募集プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会が、別紙審査基準に基づき総合的な審査を行い、最優秀提案を1者（優先交渉権者）、次点の優秀提案を1者（次選交渉権者）選定する。

イ 応募者が1者でも選定を行う。

(2) 審査結果の通知

ア 審査結果は、提案者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。

イ 審査結果に対する異議の申し立て、質問、開示等は一切受け付けない。

13 応募に関する留意事項

(1) 提案書の作成及びプロポーザルに要した費用等は、すべて参加者の負担とする。

(2) 提案書の企画・作成にあたっては、仕様書の内容を充分吟味すること。

(3) 参加申込書及び企画提案書等については返却しない。

(4) 採用となった提案について、協議の上、内容を一部変更する場合がある。

(5) 提案は1者につき1点のみとする。

14 契約締結にあたっての留意事項

このプロポーザルによる選定は、提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、審査によって、優先交渉権のある最優秀提案者と弥彦村が提案内容に沿って協議を行い、双方が合意に至った後契約を締結するものとする。

ただし、図書館建設工事計画の変更や諸般の事情により製品仕様の変更、数量の増減等の変更については、その都度双方協議するものとする。

また、最優秀提案者と契約に至らない場合は、次選の優秀提案者と協議をおこなうものとする。

る。その場合の契約までの費用については、優秀提案者の負担とする。

弥彦村役場総務課 図書館担当：徳永・阿部
〒959-0392
新潟県西蒲原郡弥彦村矢作402番地
TEL：0256-94-3131
E-mail：raiwa@vill.yahiko.niigata.jp